

栃木市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定による指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

平成31年3月5日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 茂 呂 健 市

記

1. 監査の実施日 平成31年2月6日
2. 監査の対象
  - (1) 公の施設  
栃木市出流ふれあいの森
  - (2) 指定管理者  
みかも森林組合
3. 監査の方法  
あらかじめ提出を求めた関係帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果  
施設設置の目的に適合した事業が執行されていると認められたものの、事務執行の一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。  
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

栃木市出流ふれあいの森は、山村地域社会の安定と林業の振興を図るとともに、市民福祉の向上に資することを目的として、昭和62年7月に設置された施設である。

指定管理者であるみかも森林組合は、平成10年4月1日に設立され、地域林業の振興と組合員の生活向上を目指し、指導事業、販売事業、森林整備事業など様々な事業を実施する県南地区唯一の協同組合である。

具体的には地元出流地区との連携強化を図るため、地区との協賛事業である蕎麦祭りイベント等の実施、森林・林業の普及啓発を図るため、木工教室等を開催している。また、敷地内の清掃業務や施設及び設備の維持管理に関する業務等を行っている。

市民が森林に親しみ、併せて林業に対する理解を深める上で、当組合が担う役割は大きなものと考えられる。

(2) 会計経理について

市からの委託料8,030,340円は、当施設の効率的、効果的な運営業務を担うことを目的に交付されるものである。支出については、人件費や委託料、光熱水費が主なものであるが、その目的に沿って執行されている。

なお、諸帳簿並びに書類については、収支決算書において税抜、税込金額が混在した記載、支出の項目区分の誤謬が見受けられた。正確な金額を記載することが収支報告の基本であるため、書類を作成するにあたり、十分な確認を行い、正確な事務処理をするよう留意されたい。

(3) 要望について

当団体においては、木工教室等の自主事業や高齢者施設への食事の提供など、利用者の確保に努めている点において評価できる。

当施設では食物の提供をしていることから、危機管理の観点から、食の安全管理指導に対してなお一層の強化を検討していただきたい。

また、パンフレットやホームページ等で更なるPRの強化を図り、幅広い年齢層や広域圏に向けた取組を検討し、利用者の増加に努めていただきたい。

備品類の取扱いについては、台帳等を整備し適正な管理をして

いただきたい。

収支報告は、基本的に税込金額で記載すべきものであること、また記載内容に複数の誤謬があったことから、消費税にかかる経理を適正に処理するとともに、支出項目と金額の整合性をとっていただきたい。上で述べたとおり、正確な金額を記載することが収支報告の基本である。したがって、所管課においては現状の指定管理料にかかる収支報告について十分に確認精査し、数字の捉え方を指導していただきたい。

収支計画は、前年踏襲により計画額を決定していると思われるところが見受けられた。収支計画は予算執行の基礎となるとともに、その年度の指定管理料を決定するものであるから、前年度の実績などを反映しながら弾力的な収支計画を作成しなければならない。市民の税金であることを念頭に入れ、最少の経費で最大の効果が得られるようしていただきたい。

事業の実施状況については、具体的な取組事項の記載がなかった。今後は指定管理者がどのような事業を実施したのかが分かるきめ細かい内容とし、前年度と当年度の実績を比較するなど詳細に記載していただきたい。

指定管理者は基本協定書に基づいて管理運営することが基本であり、所管課においては協定に基づき意見交換しながら適切な対応と運営がされているかを確認し、改善すべき点があれば指定管理者への指導、検証することが必要である。時代の変化とともに出てくる課題も指定管理者と行政とが相互に協力し、上手く機能するよう努力し、当施設が適正かつ円滑に運営されるよう要望する。

#### (参 考) 監査対象となった施設の概要

- (1) 名 称 栃木市出流ふれあいの森
- (2) 所 在 地 栃木市出流町417番地
- (3) 開園年月 昭和62年7月
- (4) 施設概要
  - 敷地面積 34,906.2㎡
  - ・体験交流センター（管理棟）

木造平屋建 1棟 367.65㎡  
内 容 集会場兼食堂 50人収容  
研修室 40人収容  
厨房、風呂、受付、管理人室等

・コテージ

大 型 12人収容 1棟 67.06㎡/棟  
小 型 6人収容 3棟 25.66㎡/棟

・キャンプ施設

オートキャンプ施設（電源無） 14区画  
一般キャンプ施設 10箇所

・バーベキュー施設

屋根付 2棟 10炉  
屋 外 4炉

・林間遊具施設

ローラー滑り台、ブランコ付コンビネーション、  
ロープウェイ、丸太低鉄棒、スプリングシーソー等

・旧管理棟

木造平屋建 1棟 191.29㎡